

令和7年4月25日招集

第4回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和7年第4回狹山市農業委員会総会

令和7年4月25日（金曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時27分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時47分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 渡 邊 隆 夫
4番 増 田 棟 順	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森田 依 見 子	8番	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	11番 大 野 博 文	12番 下 村 辰 次
13番 安 藤 千 鶴	14番 増 田 茂	

（本日の欠席委員 1名）仲 川 知 範

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡 邊 雅 彦	主幹 岡 篤	主事 七 字 涼 太
------------	--------	------------

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第4回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いいたします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・令和7年度 狭山市農業委員会日程表
- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・資料2 農地法第3、5条の届出受理状況
農地法第18条の規定による合意解約通知
- ・資料3 生産緑地のあっせんについて

席上に配付しました

- ・活動記録セット
 - ・令和7年「緑の募金」運動協力依頼
 - ・市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅
の開発区域における取扱いの一部改正のお知らせ
- となります。よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第4回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 事

議長 ただ今から、第4回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号13番 安藤 千鶴委員と14番 増田 茂委員にお願いします。

なお、議席番号8番 仲川 知範委員につきましては所用により、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

それでは、第4回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画が、入間川地区1件、堀兼地区1件、奥富地区2件、その他2件の合計6件です。

農地法第3条許可申請は、堀兼地区1件、奥富地区2件、水富地区1件の合計4件です。このうち奥富地区の1件について、取り下げの申し出がございました。

農地法第4条許可申請は、入曽地区1件、堀兼地区1件の合計2件です。

農地法第5条許可申請は、入曽地区3件、奥富地区2件、柏原地区1件の合計6件です。以上です。

議長 始めに、議案第1号 農用地利用集積等促進計画を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。

農業振興課 1番、受人は三芳町に在住の個人、渡人は沢に在住の個人。

土地の所在は沢、地目は畑、面積は712㎡。

中間管理機構を通して新規で賃貸借権の設定をするものです。

なお、受人は認定農業者となっております。

2番、受人は堀兼に在住の個人、渡人は中新田に在住の個人。

土地の所在は大字中新田字野、地目は畑、面積は903㎡。

中間管理機構を通して新規で使用貸借権の設定をするものです。

なお、受人は認定農業者となっております。

3番、受人は所沢市に在住の個人、渡人は上赤坂に在住の個人。

土地の所在は大字上赤坂字立帰、地目は畑、面積は2,045㎡。

利用権設定の満了に伴い、中間管理機構を通して新規で使用貸借権の設定をするものです。受人は認定農業者となっております。

4番、受人は上奥富に在住の個人、渡人は上奥富に在住の個人。

土地の所在は大字上奥富字上三田、外2筆、地目は全て田、面積は合計で5,041㎡。

中間管理機構を通して新規で使用貸借権の設定をするものです。

なお、受人は認定農業者となっております。

5番、受人は下奥富に在住の個人、渡人は入間川に在住の個人。

土地の所在は柏原字上ノ原、地目は畑、面積は2, 102 m²。

利用権設定の満了に伴い、中間管理機構を通して新規で使用貸借権の設定をするものです。なお、受人は認定農業者となっております。

6番、受人は祇園に在住の個人、渡人は笹井に在住の個人。

土地の所在は大字笹井字下仲居上、地目は畑、面積は1, 014 m²。

利用権設定の満了に伴い、中間管理機構を通して新規で使用貸借権の設定をするものです。以上です。

事務局 事務局より申し上げます。4番について、13番 大野 博文委員は当事者となるため、議事に参与できませんのでご了承ください。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
農業振興課の方は、退室いただいて結構です。

(農業振興課職員の退室)

次に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

推進委員 1 入間川地区(甲田推進委員)、2 入曽地区(橋本推進委員)、
3 堀兼地区(奥富推進委員)、(筋野推進委員)、(内田推進委員)、
4 奥富地区(片岡推進委員)、5 柏原地区(久保田推進委員)、
6 水富地区(高橋推進委員)・・・各委員より報告

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。
受人は堀兼に在住の個人、渡人は堀兼に在住の個人。土地の所在は
大字堀兼字芳野、外1筆 地目はいずれも畑、地積は合計で1, 981 m²。
ハケシタ交差点の南に位置し、所有権の移転です。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要

件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 次議案第2号2番について、ご説明いたします。

受人は狭山市、所管は奥富公民館、渡人は下奥富に在住の個人。

土地の所在は大字下奥富字山崎、地目は田、地積は776㎡。奥富公民館の南に位置し、使用貸借権の設定です。

本件におきましては、奥富公民館の公民館事業に使用します。法第3条第2項第2号における農地所有適格化法人には該当しませんが、施行令第2条第1項口の『地方公共団体が公用、公共用に供する。』と認められます。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、事業実施時以外は農地の管理者を定めており確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可』します。

次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 冒頭、お話いたしましたとおり、議案第2号3番については、申請人の計画変更により、昨日、取り下げとなりました。以上です。

議 長 次に、4 番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 4 番について、ご説明いたします。
受人は広瀬に在住の個人、渡人は広瀬に在住の個人。
土地の所在は大字上広瀬字霞ヶ丘、地目は畑、地積は 2,688 m²。
広瀬台保育園の東に位置し、賃貸借権の設定です。
本件におきましては、法第 3 条第 2 項第 1 号における全部耕作要件について、新規参入につき該当しません。法第 3 条第 2 項第 4 号における常時農業従事要件については、受人が白岡市の農業法人で約 2 年間の経験を有しており確実と思われます。また、法第 3 条第 2 項第 6 号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可』します。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題とし、担当委員からの説明を求めます。

清水委員 議案第 3 号整理番号 1 番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曽字西ノ前原、地目は畑、地積は 97 m²です。
農地区分につきましては、
・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
・ 500 m 以内に公共公用施設が 2 以上ある いいえ
いぶき山整形外科
・ インフラの整備が進んでいる いいえ
以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は南入曽に居住する個人で、転用目的は近隣長屋住宅入居者専用駐車場です。
申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。
(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条第1項に該当します。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

下村委員 議案第3号整理番号2番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南青柳字旭台、外1筆、地目は畑、地積は232.77㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に在住する個人で、転用目的は通路です。

申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

・目的実現性は 適
根拠法令としては、農地法第4条第1項に該当します。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、担当委員からの説明を求めます。

清水委員 議案第4号整理番号1番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字町屋道、外2筆、地目は畑、地積は431㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・路地状敷地の地形である はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

清水委員 議案第4号整理番号2番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字南入曽字町屋道、外2筆、地目は畑、地積は488㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・路地状敷地の地形である はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者はふじみ野市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

清水委員 議案第4号整理番号3番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字水野字月見野、地目は畑、地積は58㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
すこやかこどもクリニック 遠藤脳神経外科
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に在住する個人で、転用目的は通路敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

大野委員 議案第4号整理番号4番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字平塚、地目は畑、地積は128㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
狭山清陵高等学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は自家用露地野菜農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は管敷設用地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、5番について、担当委員の説明を求めます。

齋藤委員 議案第4号整理番号5番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字坂上、地目は畑、地積は544㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
奥平産婦人科 狭山清陵高等学校
- ・路地状敷地の地形である いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

増田茂委員 この駐車場は道に面しておりませんが、どこから出入りするのですか。

齋藤委員 申請者の使用する既存駐車場に接続しており、そちらから出入りする計画となっております。

議 長 他に質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、6番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 委員議案第4号整理番号6番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字上ノ原、地目は畑、地積は404㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・路地状敷地の地形である はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は比企郡吉見町に在住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。
本件は、委員の皆様が毎月実施していただいております、遊休農地の解消や新規参入の促進等、最適化活動に係る目標を立て、これを実践するために1年間、活動していこうとするものです。
また、このことは、国から貰っている補助金にも直結しております。
多少、ハードルが高い項目もあるのですが、国からの指導でありますので、ご了承ください。以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

渡邊委員 3ページ目の『①現状及び課題』が令和4年度から令和6年度で、『②目標』が令和2年から4年までなのはなぜですか。

事務局 県から提示された様式において対象年度が指定されているものです。

議長 他に質疑、無いようでしたら本件を承認とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『承認』とします。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から順次、説明を求めます。

事務局 報告第1号をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、6件24筆、地目及び地積は、畑27, 085㎡です。原因はいずれも相続によるものです。
これら届出において、あっせんを希望している希望している方はいません。
報告第2号をご覧ください。
農地法第5条の規定による届出は、3件4筆、地目及び地積は、田

が1,483㎡、畑が526㎡で合計が2,009㎡です。転用目的は、いずれも住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。

本件は受人が中央区に本社を構える法人、渡人が上赤坂に在住の個人との間で締結していた賃貸借権について、令和6年11月1日を以って合意解約が成立し、令和7年4月10日に引渡しも終了した旨の通知があったものです。

次に、『資料3 生産緑地のあっせんについて』をご覧ください。

広瀬東三丁目地内におきまして、このとおり、市からあっせんの依頼がございました。買い取り金額は、とても農地の金額とは思えませんが、買いたいと言う方がいらっしゃいましたら、ご連絡ください。以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。

質疑は無いようです。

その他について、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

事務局

1 狹山市総合計画審議会委員の推薦について

○選出委員 1名 現在：落合 房子（会長職務代理者）

○任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

2 狹山市都市計画審議会委員の推薦について

○選出委員 1名 現在：増田 茂（委員）

○任期 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

この2件につきまして、選出いただきたいと思います。

議長

どなたか、立候補なさる方はいらっしゃいますか。

（ 「継続をお願いします。」 の声あり ）

議長

いらっしゃらない様ですので、落合委員、増田委員、引き続きあと1期、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

両委員

分かりました。

事務局 それでは、宜しくお願いいたします。
他にございますか。

事務局 農業会議から『緑の募金』について、依頼が来ています。
例年、積立口座から一人当たり 500 円を支出しておりますが、今年度も同様に宜しいでしょうか。

(異議なし)

議 長 皆さんの承認を得られましたので、例年同様の処理を願います。
他にございますか。

事務局 今年度 新潟県津南町での農業体験事業の開催につきまして、昨日より受付を開始しておりますが、委員の方で参加してみたい方は事務局までお申し出ください。

また、農業委員会の事業であることから、例年、手土産代として 5,000 円程度を積立金から捻出させていただいておりますが、今年度も同様に宜しいでしょうか。

(異議なし)

議 長 皆さんの承認を得られましたので、例年同様の処理を願います。
他にございますか。

事務局 開発の要項に変更がありますので情報提供いたします。市計画法第 42 条第 12 号の規定による「6 親等以内の者が 20 年以上、調整地区に居住している場合の住宅建築」が許可申請として上がってきますが、開発審査課では同規定を基にした条例を来年度から強化する方針を定めました。

これにより、地権者から 6 親等を超える第三者が仮登記をつけて申請するということができなくなりますので、来年度からは法第 5 条の許可申請は激減するものと思いますが、それまでは駆け込み申請が増加すると考えます。

要綱の改正について詳しくお知りになりたい方は、開発審査課にお尋ねください。

あと 2 点ございます。

先月お配りした活動記録セットですが、もう一冊ずつ皆様にお配りしましたので、活動を記録した冊子を、総会の日に関回提出いただき、返却された冊子に翌月分を記入していただくようお願いします。

最後に、先月の総会時に関願したアンケートについて、この後回収しますので、お持ちの方は提出をお願いいたします。以上です。

議 長 他にございますか。無いようですので、これをもちまして、第4回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。